

令和5年度農地中間管理事業の貸付・借受について

農地中間管理事業とは、公的機関である農地中間管理機構（やまがた農業支援センター）が農地を貸したい農家から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手農家等へ貸し付ける制度です。

◎申込み締切日（年2回実施予定）◎

	申請書締切日
1回目	R5.7.31(月)・・・離農をお考えの方はこの日まで
2回目	R5.11.30(木)

お願い

離農をお考えの方は農業委員会に早めにご相談ください。拡大希望の農業者等に農地を集約していきますので、受け手は決めずにお越しください。

令和6年度から農地を賃借したい場合は **11月30日(木)** までにお申し込みください。

◎農地中間管理事業活用のメリット◎

農地の出し手

(農地を貸したい方)

- 農地利用集積円滑化事業からの移行
- 農業リタイア ○規模縮小

- ・機構は公的機関なので安心して貸せます。
- ・契約期間後には、確実に農地が戻ります。
- ・期間満了後、継続して貸付することもできます。

◆お持ちいただくもの

- 通帳 認印

農地の受け手

(農地を借りたい方)

- 農地利用集積円滑化事業からの移行
- 規模拡大 ○農地の集約 ○新規参入

- ・機構から農地を借りるので、安心して耕作できます。
- ・農地を長期(原則10年以上)に借り受けることで、安定的な農業経営が可能です。
- ・経営規模拡大や集約化により、生産性向上や効率的な農地利用が図られます。

◆お持ちいただくもの

- 通帳 通帳印

☞農地中間管理事業を利用しない、出し手・受け手の直接契約は、随時受付しております。

お問合せ先 ◎庄内町農業委員会 電話 0234-42-0172、0173